

令和 7 年度
南会津町奨学生
募集案内

南会津町奨学資金は「能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学困難と認められる者」に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に貢献することを目的としています。

南会津町教育委員会

学校教育課

電話番号 0241-62-6300

南会津町奨学資金は、「南会津町奨学資金の貸与に関する条例」及び「南会津町奨学資金の貸与に関する条例施行規則」に基づき運用しています。

奨学資金は貸与金です。貸与が終了すると奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学資金として、直ちに活用される重要なものです。

この募集案内は、条例や規則をもとに作成していますので、貸与を希望する場合は内容をご理解の上、申請するようお願いします。

募集期間

＜予約募集＞ 令和7年1月23日（木）～2月20日（木）

＜在学募集＞ 令和7年8月 8日（金）～9月 5日（金）

※家計の急変（主たる家計支持者の解雇、退職、死亡、離別、破産、病気、事故、災害等）により、緊急に奨学資金が必要となった場合は、随時ご相談ください。

貸与額

在学する学校の種別		貸与額
高等学校	国、公立高等学校 ※本人の申請に応じて右欄の額を決定する。	月額 17,000 円 又は 月額 30,000 円
	私立	月額 32,000 円
高等専門学校		月額 22,000 円
短期大学	国、公立	月額 37,000 円
	私立	月額 42,000 円
大学及び大学院	国、公立	月額 37,000 円
	私立	月額 42,000 円
その他教育委員会が認めたもの	専修学校（専門学校等）	月額 32,000 円
	医療関係技術者養成学校 （看護師学校等）	年額 600,000 円

貸与期間

奨学資金を貸与する期間は、令和7年4月から奨学生の在学する学校の正規の修業期間となります。

貸与方法

毎月10日までに、奨学生本人名義の指定口座に振込みます。

応募資格

次に掲げる要件を満たす方に対して貸与します。

- (1) 経済的理由により修学困難と認められること。
- (2) 奨学金の貸与を受けようとする生徒又は学生が南会津町の出身者であり、かつ、保護者が南会津町に住所を有するものであること。
- (3) 高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学し、品行が正しく、学術に優れていること。
- (4) (3) に規定した学校以外であっても、学校教育法に規定する専修学校（各種専門学校等）や医療専門関係技術者養成学校（看護師学校等）で、教育委員会が必要と認めた者。

＜南会津町奨学生推薦基準＞

◆学力

(1) 高等学校・高等専門学校奨学生

① 予約募集及び1年生

中学校における最終2カ年の全履修教科についての学業成績の評定を平均した値が、原則として3.0以上であること。

② 2・3年生

2年生は1年次、3年生は1・2年時の全履修教科についての学業成績の評定を平均した値が、原則として3.0以上であること。

(2) 短期大学・大学奨学生

① 予約募集及び1年生

高等学校における最終2カ年の全履修教科についての学業成績の評定を平均した値が、原則として3.0以上であること。

② 2年生以上

2年生は1年次、3年生以上は直近2カ年の全履修教科についての学業成績の評定を平均した値が、原則として3.0以上であること。

(3) 専修学校・医療専門関係技術者養成学校奨学生

最終学校における最終2カ年の全履修教科についての学業成績の評定を平均した値が、原則として3.0以上であること。

◆所得 ＜詳しい求め方については6ページをご覧ください。＞

(1) 本人の属する世帯の1年間の総所得金額が、7ページの【別表第1】の所得基準以下であること。

(2) 総所得金額とは、その世帯の金銭、物品などの1年間の総収入金額から必要経費を控除した所得金額であり、母（父）子世帯、就学者のいる世帯等特別の事情がある世帯については、さらに【別表第2】の特別控除した残りの金額をいう。

※国又は他の団体から、同種類の奨学金の貸与又は給与を受け、その団体の規定で他の奨学金を併せて利用することができる場合は、適正な返還計画があれば町奨学金を併せて利用することができます。

提出書類

- (1) 南会津町奨学生願書（様式第1号）
- (2) 所得証明書（役場本庁税務課・各総合支所町民課より発行されたもの）
 ＜予約募集・1～2月＞ 令和6年度（令和5年所得分）
 ＜在学募集・8～9月＞ 令和7年度（令和6年所得分）
- (3) 奨学生推薦調書（様式第2号）
 ※在学している学校が記載（本人開封無効）

出願手続き

- (1) 申請者は、「南会津町奨学生願書」に所要事項を記入し、連帯保証人と連署して、在学する（卒業した）学校長に提出し、在学欄に検印を受けてください。
 願書とともに同居家族の「所得証明書」と、在学する（卒業した）学校長の発行する「奨学生推薦調書」を添えて、教育委員会学校教育課又は分室に提出してください。

※連帯保証人は、南会津町に居住する成年者であって、独立の生計を営み、かつ、奨学金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものです。この場合において、申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人、その他これに代わる者として教育委員会が認めたものでなければなりません。

- (2) 学校長は、出願者の「南会津町奨学生願書」の在学欄に校長職員を捺印するとともに、出願者の学業成績、人物、家庭状況等を調査し、南会津町奨学生として適当と認められるときは「奨学生推薦調書」を作成し、教育委員会に推薦してください。
 なお、調書の「成績」の欄については、学校が発行する成績証明書を添付していただいても構いません。

＜奨学生推薦調書＞

- (1) 高等学校・高等専門学校奨学生
 - ① 予約募集及び1年生
 在学する（卒業した）中学校長が発行するもの。
 - ② 2・3年生
 在学する学校の学校長が発行するもの。
- (2) 短期大学・大学奨学生
 - ① 予約募集及び1年生
 在学する（卒業した）高等学校長が発行するもの。
 - ② 2年生以上
 在学する学校の学校長が発行するもの。
- (3) 専修学校・医療専門関係技術者養成学校奨学生
 最終学校の学校長が発行するもの。

採用決定

提出された書類等をもとに、南会津町奨学生選考基準により教育委員会が選考し、結果について本人に通知します。

奨学生として決定された後、教育委員会学校教育課長と奨学生本人との面談を実施し、決定通知書を交付いたします。

奨学生として決定された者は、速やかに誓約書及び口座振替による支払申出書を提出してください。

在学証明書

奨学生は、毎学年の在学証明書を4月末日までに教育委員会に提出してください。

変更の届出

次のいずれかに該当する場合には、直ちに届け出てください。

この場合、奨学生が心身の故障、その他の理由により届け出ることができないときは、連帯保証人又は家族が奨学生に代わって届け出てください。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (3) 本人及び連帯委保証人に身分、住所、職業、その他重要な事項の変更があったとき。

休止・停止等

奨学生が休学したときは、この期間奨学金の貸与を休止します。

また、奨学生が次に掲げるもののいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の貸与を停止又は廃止します。

- (1) 死亡、傷病のために成業見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 休学又は転学の事由が適当でないとき。
- (5) (1)～(4)のもののほか、奨学生として適当でないとき。

返還方法

(1) 借用証書

卒業等により貸与が終了し、奨学生でなくなったときは、その日から15日以内に、連帯保証人と連署して、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」を提出してください。

(2) 返還期間

卒業の月の6カ月後から、4年以上修学した場合は8年以内に、4年未満の修学の場合は7年以内に、医療専門関係技術者養成学校の場合は10年以内に返還してください。なお、退学や奨学金辞退の場合も、同様の取り扱いです。

(3) 返 還 額

毎月5,000円以上を、返還計画に基づき返還してください。(千円単位)

(4) 利 息

無利息となります。

(5) 延滞利息

正当な理由がなく、定められた日までに返還されない場合は、南会津町諸収入に対する延滞金徴収条例の定めるところにより延滞利息を徴収します。また、期限を経過しても返還に応じていただけない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

<返還猶予又は返還期間延長>

- 奨学生であった者が更に進学したときは、その在学期間、奨学金の返還を猶予することができます。
- 災害、傷病その他正当な事由のため、奨学金返還が困難と認められたときは、願い出によって相当の期間その返還を猶予又は返還期間を延長することができます。
- 医療専門関係技術者養成学校の奨学生が卒業した後、正看護師免許を取得するための2年以内の期間及び正看護師免許取得後、町内医療機関等に看護師として引き続き10年以上業務に従事するまでの期間は、願い出によって奨学金の返還を猶予することができます。

※町内の医療機関等とは、南会津町内の病院及び福祉施設、並びに社会福祉法人南会津会の福祉施設等のことです。

<返還免除>

- 奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は傷病等により返還できないと認められるときは、連帯保証人又は遺族からの願い出によりその全部又は一部の返還を免除することができます。
- 医療専門関係技術者養成学校を卒業した後2年以内に正看護師免許を取得し、かつ、正看護師免許取得後5年以内に町内医療機関等に正看護師として就職し、その後引き続き10年以上当該業務に従事したときは返還が免除されます。

◆ 所得金額の求め方 ◆

<所得金額の計算例>

■ 6人家族の一例

続柄	職業等	備考	所得金額	特別控除額
父	会社員	給与収入	3,500,000円	0円
母	パート従業員	給与収入	500,000円	0円
本人	中学校3年生	自宅(町内)	0円	192,000円
兄	国立大学2年生	自宅外	0円	1,224,000円
姉	県立高校2年生	自宅(町内)	0円	280,000円
祖母	無職	年金収入	0円	0円
合 計			4,000,000円	1,696,000円

所得証明書の所得額

【別表第2】(7ページ)の特別控除額

就学者②

就学者①

就学者③

(A)

(B)

■ 本人の属する世帯の1年間の総所得金額

世帯の所得金額の合計	特 別 控 除 額	総 所 得 額
4,000,000円	1,696,000円	2,304,000円
(A)	(B)	(C)

■ 所得基準額表との比較

※【別表第1】所得基準額表(7ページ)参照

世帯人員 6人 → 基準額 3,900,000円

世帯総所得金額 → 2,304,000円

総所得金額 2,304,000円 が、所得基準額 3,900,000円 以下であるため、所得要件には該当します。

南会津町奨学生推薦基準別表

【別表第１】 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基 準 額	備 考
1 人	1, 7 1 6, 0 0 0円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の所得金額に加算する。
2 人	2, 7 4 8, 0 0 0円	
3 人	3, 1 6 8, 0 0 0円	
4 人	3, 4 3 2, 0 0 0円	
5 人	3, 6 8 4, 0 0 0円	
6 人	3, 9 0 0, 0 0 0円	
7 人	4, 0 9 2, 0 0 0円	

【別表第２】 特別控除額表

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額
1	母（父）子世帯であること	588,000 円
2	就学者のいる世帯であること（本人も含む） （※1人につき）	① 小学校児童 96,000 円 ② 中学校生徒 192,000 円 ③ 国公立高等学校生徒 自宅通学（町内） 280,000 円 ④ 自宅通学（町外） 336,000 円 ⑤ 自宅外通学 470,000 円 ⑥ 私立高等学校生徒 自宅通学（町外） 410,000 円 ⑦ 自宅外通学 600,000 円 ⑧ 国公立高等専門学校生徒 550,000 円 ⑨ 私立高等専門学校生徒 800,000 円 ⑩ 国公立短期大学、大学、大学院生 自宅通学 708,000 円 ⑪ 自宅外通学 1,224,000 円 ⑫ 私立短期大学、大学、大学院生 自宅通学 1,212,000 円 ⑬ 自宅外通学 1,728,000 円 ⑭ 各種専門学校生等 492,000 円
3	身体障害者、長期療養者のいる世帯であること	それぞれの事情によって経済的に特別の支出をしている額。ただし、身体障害者は1人につき860,000円を限度とする。（証明書必要）
4	家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している金額。ただし、852,000円を限度とする。（証明書必要）
5	火災・風水害・盗難などの被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費をうるための基本的な生活手段（田・畑・店舗等）に被害があつて将来長期にわたって減収又は支出増になるとみとめられる年間金額。（証明書必要）
6	父母以外の者で給与所得を得ているものがある世帯であること	父母以外の給与所得者については、1人につき492,000円。ただし、その所得金額が492,000円未満の場合は、その所得金額。（証明書必要）